

## 次期中間処理施設整備事業「施設整備基本計画」に関する意見書

施設整備基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩 殿

### 1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の施設整備基本計画検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただくほか、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開させていただきますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、提出年月日及び下記欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるもの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成27年7月6日提出  
津島孝彦 岡野三之 竹下建一

#### 意見1 ; 本委員会によるごみ量・計画施設規模の見直しに反対

私達は、H26,3月に法律（廃掃法6条1項）に基づき改訂されたごみ処理基本計画(以下基本計画)の検討委員として、同条2項の規定により施設規模の算出に必要なごみ発生量及び処理量(以下ごみ量)の見込み等を策定しました。(同資料P73~77及びP96参照)

この立場から、本施設整備基本計画検討委員会(以下本委員会という)の諮問事項(1)に施設規模の検証が含まれ(156T/日)、第3回会議において①各市町の将来人口推計、②ごみ処理量の見直し③ごみ処理基本計画との比較④計画施設規模設定を審議することになっていますが、私達は本委員会でのごみ量・施設規模の検証による見直しに強く反対します。

#### ● 反対理由

1 本委員会には施設規模策定の基となるごみ量を策定する法的根拠がないこと。

2 本委員会は今回諮問事項として理由を説明しないまま僅か1年後に基本計画の数値を検証し施設規模の設定を予定していること。又この検証・見直しには、今年度に行う程の緊急性が認められないこと。

3 施設規模の検証・見直しは、H30年度開催予定の次回ごみ処理基本計画の改訂を基に行えばよいこと。

4 本委員会による少人数・短時間の検証・見直し審議では、審議不足が懸念されること。

#### ●反対理由の補足説明

1 ごみ量策定の法的根拠があるのは基本計画のみであること。

全国殆どの自治体は基本計画により策定されたごみ量を基に施設規模を策定しています。これらの事例から判断しても、施設規模の策定は法的根拠のある基本計画を基とするのが常道で、これと異なる手法で施設規模を設定・見直ししようとする今回の検証は、意図的と判断されても仕方がありません。

## 2 本委員会が諮問事項として施設規模の検証・設定を進めることについて

1) 基本計画策定後僅か1年後の検証で、トレンド式などによる数値の動向変化を把握する事は難しく、従って本委員会による今回の検証は基本計画の確認を除き見直しの必要はなく、施設規模の設定はあくまで基本計画に基づき行うべきと考えます。

明確な科学的根拠のないまま基本計画のごみ量を見直し、本委員会で別個に数値を拡大した場合、基本計画の数値は有名無実化します。これは本委員会独断による施設規模拡大・設備費増大への道を拓くもので、このような暴挙を認める訳には行きません。基本計画と別個の形でごみ量を策定し、施設規模を拡大している自治体がないことからみても暴挙になることは明らかで、強く反対します。

2) 本委員会で今年度に施設規模の検証・見直しを急ぐ程の緊急性はありません。

H24年度に白紙撤回されたH30年度稼働開始予定の9住区施設整備計画では、H20年度の基本計画に基づき施設規模(240T/日)を設定し、5年後のH25年度の基本計画で施設規模を見直すと言われていました。この例からしても、H40年度開始予定の次期施設整備事業では、H25年度策定の基本計画に基づき施設規模は156T/日とし、H30年度(又は35年度)の基本計画の改訂で施設規模を見直すことで対応すべきと考えます。

## 3 施設規模の検証・見直しはH30年度の基本計画の改訂を基に行うこと。

25年度基本計画のごみ量は、その後5年間の推移を実績値として折り込み、H30年度に予測精度(相関性)の高い数値として改定される見込みです。従ってH31年度開始予定(案)の施設整備基本設計にはこの改定値を使えます。この予測精度の高い改定値を使うことにより、本委員会が検証・策定する数値に比べ、基本設計の信頼度がより高まることが予想できます。従って、本委員会が今回施設規模を検証し見直す必要はなく、あくまで施設規模の改定はH30年度の基本計画の改訂を待つべきと考えます。

## 4 本委員会による少人数委員・短時間審議では、審議不足が懸念されること。

ごみ量の策定は基本計画の最重要事項の一つです、そのため私達が参加した基本計画検討委員会委員は総勢17名(学識2、公募委員7 組合推薦8名)で、6回開催された会議の半分以上の時間をごみ量算出に必要な構成市町の人口及びごみ排出量原単位の予測に割いて十分に審議を尽くした上でこれを決定したものです。その概要は

1)人口予測については、各構成市町が作成した将来予測数値を基にその後の年度をトレンド式でH40年度迄を予測した数値です。従って、構成市町の予測値と良く整合しています。

2)ごみ排出原単位の目標設定は、国・県・構成市町の各設定数値及び当地区の過去5年間や10年間の実績値によるトレンド予測数値を算出した上で、30項目のごみ減量・資源化施策を策定し、この施策の達成を前提に目標値を設定しています。

3) 今後の人口増は新築高層マンションと新規戸建分譲です。新築高層マンションは生ごみディスポーザーが標準仕様となっており、厨芥はほぼ0であります。印西地区の厨芥は42%以上を占めるので、新規参入市民の排出原単位は大幅に減ずるものと考えます。

4) 食の外部化[外食、中食(調理済み食材利用)等]は若い共働き世代や高齢化を迎えたニュータウン初期の入居者世代中心に増加しています。3年連続日本一住み良い街として選ばれた印西市は食の外部化に便利な商店街と食品加工技術の進歩との相乗効果で厨芥比率は減少傾向にあると想定されます。一方、容器包装プラスチックは増加すると思われま

で今後の長期定点調査（現状より定点箇所を増やす）を参考にしてごみ量予測をしなければならぬと考えます。本年単年度でごみ量推計すべきものではないと考えます。なお、25年度の基本計画では、高効率発電を前提にし、容器包装プラスチックはサーマルリサイクルすべきとして、 $\approx 3,000$  t をごみ量に算入しています。

5) 災害時ごみ量については、東葛飾・葛南地域の活断層(深さ 5 k m マグニチュード 6.8) 調査が、日本で初めて実施され、断層の無いことが明らかにされたこと。また、フィリピン海プレートと北米プレートの境界(深さ 35 k m マグニチュード 7.3)は蛇紋岩化され、プレートの潜り込みによる歪みエネルギーの蓄積がなく、震源にならないこと（14年12月中央防災会議）。表層地盤（深さ約 30mまで）は地震動の増幅が小さい良好な地盤が多いこと。ニュータウン地区は新耐震基準で設計された建物比率が高いこと。

以上から地震による災害ごみは他地域より少ないことが想定されます。11年の東日本地震(印西市震度 6 弱)では 1,000 t でした。これは従来、コンサル等が想定する災害ごみの 5 分の 1 に過ぎません。また、今後予測される首都圏直下地震による想定震度(千葉県)は 6 弱であり、新耐震設計基準が想定している 6 強の  $\approx 1/1.7$  であります。旧基準で建設され老朽化した建物の多くは 11 年の震災時に災害ごみとなった可能性が高く、科学的根拠のないごみ総量の 10% を災害ごみとして採用すべきはありません、25 年基本計画では、以上の科学的根拠に基づき 1,000 t を見込んでいます。蛇足ですが、大手金融機関のデータセンターが多数印西市に設置されたのは、上記の地震リスクが首都圏では極めて小さいことが理由となっています。

6) 25 年度基本計画の目標設定レベルは、各構成市町の排出原単位の過去 10 年間のトレンド値を人口比で荷重平均した値と良く整合し(同資料 資 32~35 参照)又ふじみ衛生事業組合(三鷹市と調布市で構成)や近隣の八千代市の目標値とほぼ同一レベルであり、ニュータウンの地域性を考慮すれば実現困難な程高い目標値ではありません。

又、高効率発電施設とする場合、直近、先進自治体の例(ふじみ衛生組合等)から、維持経費の過半を売電収入で賄っています。入札時には売電収入を見込んで価格設定します。したがって、エネルギー源のごみ量とごみ質は最重要水準となります。従来のように余裕あるごみ量を発注水準にした場合、実際のごみ量が少なく、売電収入が入札時見込みより少なくなります。そのリスク負担は発注側となります。逆にごみ量が多くなった場合には、稼働日数を増やす等で対応することが可能であり、さらに売電収入が増すため、事業者は工夫して処理に努力します。さらに、民間焼却場(白井市、成田市等複数)の活用等で対応は十分可能と考えます。既に白井市では、街路樹、公園植栽、なしの剪定枝などは、市内民間業者に焼却委託(バイオ発電)しております。ごみ量推計は高い精度が求められる時代です。ごみ量推計は精度を向上させなければならぬ時代です。従来型の余裕あるごみ量想定はこれからの施設には不適切であると考えます。

以上のように十分審議の上策定された基本計画数値ですので、本委員会による少人数の公募委員と短時間の審議で、審議不足が予想されるもとでこれを見直すには、住民を納得させるだけの科学的根拠に基づく説得力ある資料作成とその説明が必要です。全国他自治体への悪しき前例にならないよう本意見をご検討の上ご審議いただくことを願っています。もし本意見が無視され、計画規模拡大の策定が強行された場合、我々は全都清及び国・県の関係機関に本意見書を送付しその見解を聞くつもりです。

(後に続く)

## ●意見2：事業方式・処理方式・炉数について

1. 処理方式について第2回委員会において、焼却方式の検討対象としてストーカ式とガス化溶融炉に絞るとされましたが、溶融炉はコークス等外部エネルギーが必要で、維持経費が巨額になり、導入自治体の財政を圧迫しています。溶融スラグは、脆弱であり道路骨材として普及は少なく、又生コンJISではポップアウト現象等のため使用が認可されていない事から、資源化市場（アスファルト舗装、生コン骨材等）での使用拡大は期待できません。溶融飛灰には揮発性有害重金属が濃縮され環境にたいするリスクが増すために重金属の溶出を抑制する処理をしてから埋め立てられています。現状の方法は長期的な安全性が懸念されています。千葉県と我孫子市の試験プラントによる共同研究においても、導入すべきでないとの結論が既に出されています。印西地区の最終処分場は逼迫した状態ではありません。また、2015年には稼働2年の成田市新施設の溶融炉が2度も異常過熱事故で停止しました。その間は市内の民間施設（270t規模）で処理しております。省エネ時代に高温で灰を溶融する時代は終わったのではないのでしょうか。燃焼方式はDBOのなかで業者に選択させるのが時代の流れではないのでしょうか。環境省も溶融炉採用を補助金の条件から外しています。さらに環境省の指針等から「溶融」の文言が一切消えています。

処理方式の選定に当たっては、具体的に CAPEX、OPEX を比較すべきです。CAPEX の比較が難しいのなら、機器のアイテム数や高温使用材料等を比較すれば必ずと CAPEX の傾向もわかります。また OPEX に関してもプラントメーカーへのアンケート調査で今回施設規模 156T/日で電力消費量、補助燃料等の用役使用量を出させれば比較可能です。熟練運転員の必要性、メンテナンスの容易性等も十分比較されることをお願い致します。

### 2. 事業方式

事業方式として DBO(設計・施工・運営一括発注)は環境省・全国都市清掃会議で推奨しています。現基本計画の事業方式も DBO を想定しています。

DBO 方式は長期品質保証契約です。また、焼却プラントは多岐に亘る高度な技術・ノウハウの塊です。永年、世界トップレベルの企業が積み上げてきた巨大な複合施設で、素人が入る余地はありません。したがって、発注水準書は基本事項（場所、ごみ量・ごみ質、廃棄ガス基準、排水基準・方法、委託期間、リスク負担、等）のみで良く、燃焼方式等は品質保証のなかで業者に決めさせるのが、民間のノウハウ活用のコツと先進自治体は言っております。先進自治体（例：三鷹市等）からも情報入手し適切な判断をしていただきたくお願い申し上げます。水道施設等と違いごみ処理プラントはメーカーが設計し、コンサルはできません。発注仕様書には基本事項のみを盛り込み、施設整備基本設計にかかる期間を短縮するなどして次期施設の早期稼働を模索する方が得策と考えます。

### 3. 炉数または予備炉の有無の検討

今回検討委員会のスケジュール案では炉数検討についての記載がありません。投資額に大きく影響する炉の数、予備炉を設けるのか否かの検討も本施設整備基本計画委員会で十分議論されることを切望します。私見を言わせて頂けば、炉のメンテナンスを計画的に行い、非常時には近隣市町村との相互協力を行えば、予備炉は不要と考えます。また予備炉を持つと高効率発電の要件を満たすのはほぼ不可能になります。というのも高効率発電の要件は 156T/日では 15.5%で、ごみの燃焼熱を 2,300kcal/kg とすると 2,695kW の発電が必要です。一方 50% x 3 炉で計 234T/日となった場合、高効率発電要件は 17%となり 4,433kW の発電が必要です。常時は 2 炉しか動かない訳ですから、4,433kW は 2 炉運転では 25.5% の発電効率になり、これ位の小規模な炉ではほぼ不可能な数値です。高効率発電要件を満たすために 4,433kW の発電機をつけても 2 炉運転時の発電はせいぜい 3,000kW くらいしか見込めず投資が無駄になってしまいます。

以上